

令和7年度奨学金制度のご案内

豊橋医療センターでは、看護学校等を卒業後、当院へ就職を希望される方に、奨学金を貸与することによって修学を支援しています。

1. 看護学校等に在籍中の最終学年の方

○奨学金申請から貸与までの流れ

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 貸与申請（病院へ書類提出） | 12月1日～5月末頃迄 |
| 2. 奨学生の選考、貸与の決定 | 6月末まで |
| 3. 奨学生誓約書の提出 | 7月中旬まで |
| 4. 貸与 | 貸与は年2回半額ずつを分割で振込 |

○申込み方法（次の書類を提出してください。）

- ① 履歴書
*書式は問いません。電話番号は本人の携帯電話番号等、確実に連絡できる番号をご記入ください。
- ② 奨学生申請書（病院所定様式）
*下記記載の担当者までご請求ください。
- ③ 下記書類
在学中の看護学校等の学業成績証明書等

○奨学生の選考

奨学生は、申込時の提出書類及び面接等により選考し決定いたします。面接の具体的な時期は書類受理後にお知らせします。

○奨学金の額、貸与方法

- ・貸与する奨学金の額は、年間80万円です。
- ・貸与期間は卒業までの2年となります。
（4年制の学校は3年生から 3年制の学校は2年生から）
- ・貸与方法は、年間貸与額の半額（40万円）を、年2回奨学生名義の預金口座に振り込みます。

○奨学金の返還の免除等

- ・看護学校等を卒業後、奨学金貸与期間と同期間を、看護師として豊橋医療センターに勤務した場合には、奨学金全額が返還免除されます。
- ・看護師国家試験不合格の場合は奨学金返還の対象となりますが、次年度再受験し、合格後豊橋医療センターに勤務する希望がある場合、返還を猶予する場合があります。

○奨学金の返還

- ・当院就職後、奨学金貸与期間と同期間を勤務せず辞職した場合は、奨学金全額を返還していただくことになります。
- ・当院の採用試験で不合格となった場合、看護師国家試験不合格の場合及び看護学校等を途中退学した場合は奨学金全額を返還していただきます。

2. 共通事項

○新たな学年に進級できなかった場合

- ・諸事項について配慮させていただく場合もありますので、下記担当者にご相談下さい。

お申込み・お問い合わせ先

〒440-8510 豊橋市飯村町字浜道上 50
独立行政法人国立病院機構 豊橋医療センター
（担当者）事務部管理課 庶務班長
Tel.0532-62-0301(内線 2212) Fax.0532-62-3352
e-mail 314-sy02@mail.hosp.go.jp

様式第1号

奨学生申請書

令和 年 月 日

国立病院機構豊橋医療センター 院長 様

このたび、令和7年度国立病院機構豊橋医療センターの奨学生として採用して下さるよう申請いたします。

現住所

本人氏名（自署）

印

昭和・平成 年 月 日生